

〔R0521〕 建築士法

建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計について、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書においてその旨を明記するように努めなければならない。
2. 工事監理を行う建築士は、建築設備士の意見を聴いたときには、その旨を明らかにしたうえで、工事監理終了後、直ちに、その結果を建築主に報告しなければならない。
3. 一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとする場合は、当該一級建築士の承諾を求め、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めるとともに、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。

〔R0521〕 正答 1

1. 誤り。士法20条5項により、建築士は、建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明記しなければならない。これは義務であり、努力義務ではないので、設問は誤り。なお、士法18条4項により、延べ面積が2,000㎡を超える場合に建築士が建築設備士の意見を聴くのは努力義務であるが、聴いたときは必ずその旨を明記しなければならないと定めている。
2. 正しい。士法20条3項により、建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書（規則17条の15により「工事監理報告書」）で建築主に報告しなければならない。また、士法20条5項により、建築士は、建築設備に係る工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、その旨を明記しなければならない。
3. 正しい。士法19条により、建築士は、他の建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、その設計をした建築士の承諾を求めなければならないが、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。
4. 正しい。士法22条1項により、建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。また、同法18条2項により、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。